

婚姻歴のないひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用に関する  
運用を定める要綱

（目的）

第1条 この要綱は、婚姻歴の有無において、ひとり親として子育てをする負担の大きさに差がないにもかかわらず、利用する際の負担に差が生じている行政サービスがあることを鑑み、婚姻歴のないひとり親家庭の母及び父に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用を行うに当たり、その運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において「税法」とは、行政サービス等の利用に係る負担額等を算定する際に、市民税の課税状況を基に算定する場合は地方税法を、所得税の課税状況を基に算定する場合は所得税法をいう。

（対象者等）

第3条 寡婦（夫）控除のみなし適用（以下「みなし適用」という。）の対象者は、サービス等の利用に係る負担額等を決定する際に参照する課税年度の現況日において、婚姻歴がなく、また、現に事実上の婚姻と同様の状況にない者で、税法上の扶養親族である満20歳に満たない子がいる者とする。ただし、みなし適用を受けようとする者が男性である場合は、控除を受けようとする課税年度の合計所得金額が500万円以下である者とする。

2 みなし適用を行う場合の所得控除額等は、税法の規定に準じるものとする。

（対象事業）

第4条 みなし適用を行う事業は、別表のとおりとする。

（認定の申請）

第5条 みなし適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象事業を利用するための申請書類に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 寡婦（夫）控除のみなし適用認定申請書（様式第1号）

(2) 申請者と子の戸籍全部事項証明書

(3) 第3条に定める子が扶養親族であることを証する書類（対象事業を利用するための申請書類において確認できる場合は不要）

2 前項第2号に掲げる書類は、児童扶養手当証書の写しをもって代えることができる。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合、必要な審査を行い、寡婦（夫）控除のみなし適用

認定（却下）通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（適用期間）

第6条 みなし適用の期間は、事業ごとに別に定めるものとする。

（所得等の更正）

第7条 第5条第3項による認定を受けた者は、所得又は市民税若しくは所得税に係る更正があった場合は、すみやかに市長に届け出なければならない。

（虚偽等による返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により負担額の軽減等を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

（遡及適用）

第9条 みなし適用は認定後の負担額等について効力を発揮するものとし、遡及適用は行わない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月7日から施行し、改正後の婚姻歴のないひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1	ひとり親家庭等医療費助成事業
2	認可外保育施設利用者補助金
3	延長保育事業
4	子育て短期支援事業費
5	重度心身障害者医療費助成事業
6	障害者日中一時支援事業